

対策計画・地震防災規程を作成する施設等の区域※

大 阪 市	北区	梅田1～3丁目、大深町、大淀北1～2丁目、大淀中1～5丁目、大淀南1～3丁目、角田町、小松原町、芝田1～2丁目、曾根崎 <u>1丁目</u> 、2丁目、曾根崎新地1～2丁目、太融寺町、茶屋町、鶴野町、堂島1～3丁目、堂島浜 <u>1丁目</u> 、2丁目、堂山町、兎我野町、豊崎1～7丁目、中崎西1～4丁目、中津1～7丁目、 <u>中之島5～6丁目</u> 、本庄西3丁目、 <u>西天満4丁目</u>
	都島区	内代町1丁目、毛馬町1～2丁目、高倉町1～3丁目、友淵町 <u>1丁目</u> 、2～3丁目、中野町 <u>2丁目</u> 、3丁目、東野田町 <u>2丁目</u> 、3～5丁目、都島北通1～2丁目、都島中通1～3丁目、都島本通3～5丁目、都島南通1～2丁目、御幸町1～2丁目
	福島区	全域
	此花区	北港緑地1～2丁目を除く全域
	中央区	淡路町4丁目、瓦町4丁目、北久宝寺町4丁目、北浜4丁目、久太郎町4丁目、高麗橋4丁目、船場中央4丁目、宗右衛門町、道修町4丁目、平野町 <u>3丁目</u> 、4丁目、備後町4丁目、伏見町4丁目、本町4丁目、南本町4丁目、 <u>今橋4丁目</u> 、 <u>南久宝寺町4丁目</u>
	西区	全域
	港区	全域
	大正区	全域
	浪速区	芦原1～1丁目、稲荷1～2丁目、木津川1～2丁目、久保吉1～2丁目、幸町1～3丁目、桜川1～4丁目、塩草1～3丁目、敷津西1～2丁目、 <u>敷津東1～2丁目</u> 、大国1～3丁目、立葉1～2丁目、浪速西1～4丁目、浪速東1～3丁目、湊町1～2丁目、元町 <u>2丁目</u> 、3丁目、 <u>戎本町1～2丁目</u>
	西淀川区	全域
	淀川区	十八条1～3丁目、西三国1～2丁目、西宮原3丁目、東三国1～6丁目、宮原1～3丁目、宮原5丁目を除く地域 (<u>西三国2丁目</u> 、 <u>宮原3丁目</u> 、 <u>5丁目を含む</u>)
	旭区	大宮1丁目、 <u>2丁目</u> 、高殿2丁目、5～6丁目 (<u>1～7丁目</u>)、中宮1丁目、 <u>2丁目</u> 、 <u>新森2丁目</u>
	城東区	今福西1～6丁目、今福東1～2丁目、 <u>3丁目</u> 、今福南2～4丁目、蒲生1～4丁目、嶋野西1～5丁目、嶋野東3丁目、成育1～4丁目、関目1～4丁目、 <u>5～6丁目</u> 、中央1～3丁目、天王田、野江1～4丁目、 <u>古市3丁目</u>
	鶴見区	鶴見1～4丁目、横堤1丁目、4丁目
	住之江区	安立2丁目、南港中4から5丁目を除く地域
	住吉区	上住吉2丁目、墨江1丁目、 <u>墨江3丁目</u> 、住吉2丁目、長峽町、東粉浜 <u>1～2丁目</u> 、3丁目、 <u>清水丘2～3丁目</u>
西成区	旭1～3丁目、岸里1～3丁目、北津守1～4丁目、北開1～2丁目、潮路1～2丁目、千本北1～2丁目、千本中1～2丁目、千本南1～2丁目、橘1～3丁目、玉出中1～2丁目、玉出西1～2丁目、津守1～3丁目、鶴見橋1～3丁目、出城1～3丁目、長橋1～3丁目、中開1～3丁目、梅南1～3丁目、花園南 <u>1丁目</u> 、松1～3丁目、南津守1～7丁目、南開1～2丁目、 <u>花園北2丁目</u>	

※ 東淀川区、天王寺区、東成区、生野区、阿倍野区、東住吉区、平野区については、当該地域はありません。

※ 危険物施設に係る予防規程の作成又は変更が必要な区域は、OOT目の区域も含まれ、此花区及び住之江区については上表とは別に全域が対象となりますので注意してください。

※ 防災規程の作成又は変更が必要な施設は、石油コンビナート等災害防止法の適応を受ける第1種又は第2種特定事業所となります。